

入園に関するよくあるQ&A

Q. 申込みをすれば第一希望の園に必ず入園できますか？

- A. 2号、3号認定で入園希望し、申込人数が募集人数を超えた場合は、保育の必要性等の確認をし、保育所保育実施(利用調整)基準表の保育実施指数により選考を行います。**希望の園に入園できないこともあります。先着順ではありません。**
第一希望の園に入園できない場合、電話等で連絡させていただく場合があります。必ず第三希望施設まで記入してください。なお、第三希望施設までご記入いただいても、第二、第三希望施設も定員を超えている場合は、ご希望に添えない場合もあります。その場合は定員に空きのある園を紹介させていただきます。

Q. 保育園と認定こども園を併願する予定です。どのような手続きが必要ですか？

- A. 保育園と認定こども園、または別々の保育園等に**それぞれ教育・保育給付認定申請書を提出しないでください。必ず第一希望の園に教育・保育給付認定申請書を提出してください。**

Q. 園を見学することはできますか？

- A. 見学できます。
保育内容や開所時間等は各園様々ですので、入園するお子さんと一緒に見学してください。見学日については、事前に各園にお問い合わせください。

Q. 現在求職中ですが、保育園の申込みはできますか？

- A. 申込みできます。
ただし、**保育園・認定こども園(2号・3号)を希望する場合、入所選考の際、保育の必要性の高い児童が優先となりますので、ご希望に添えない場合もあります。**
また、「**求職中**」で保育認定を受けた場合、**保育認定期間(入所承諾期間)は3ヶ月となります。**認定期間が終了する月の15日までに「教育・保育給付認定変更申請書」「就労等証明書」を本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くよう必ず在籍している園に提出してください。提出していただけない場合、退所していただくこともあります。

Q. 支給認定証とはどのようなものですか？

- A. 新制度では、保育園や幼稚園、認定こども園などを利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。そのため、施設などの利用を希望する場合は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。保護者からの申請により市が交付します。教育・保育給付認定区分(1号、2号、3号)、時間区分(保育短時間、保育標準時間)、認定事由(就労、求職活動等)、認定期間等が記載されています。大切に保管してください。

Q. 教育・保育給付認定申請書は毎年提出が必要ですか？

- A. 令和3年度在園している児童で、2号・3号認定子どもの場合、「現況届」としての提出が必要となります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。なお、令和3年度1号認定を受けて在籍している児童で、令和4年度も1号認定を受けて在籍する場合であっても、認定内容の変更がないことを確認する書類として、提出いただく必要があります。

Q. 令和2年12月に送られてきた「支給認定証」の「認定期間」は「小学校就学前の3月31日まで」でしたが、「保育所入所承諾書」の「保育の実施期間」は「令和3年4月1日から令和4年3月31日」まででした。なぜですか？

- A. 認定期間は、「小学校就学前の3月31日まで」となっていますが、毎年、教育・保育給付認定申請書「現況届」と入所申込書を提出していただき、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。保育の実施期間は最長1年間とし、毎年「保育所入所承諾書」を発送します。

- Q. 認定区分の変更や、時間区分の変更がある場合はどのような手続きが必要ですか？
- A. **支給認定証の内容に変更がある場合**（婚姻や離婚等で世帯構成の変更があった場合、就労先を変更した場合、就労時間が大幅に変更になった場合、市町村民税の税額が変更になった場合等）、**教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要となります。**
変更を希望する月の前月15日までに本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くように在籍している園に必要書類を提出してください。詳細は、P7「入園後変更が生じた場合」を参照してください。
-

- Q. 保護者が働いている場合でも1号認定を受けることは可能ですか？
- A. 2号認定に該当する場合でも、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園に通うことも可能です。
-

- Q. 現在認定こども園に2号認定を受けて在園しています。1号認定に変更する場合は、どのような手続きが必要ですか？
- A. 「教育・保育給付認定変更申請書（P33～34）」を提出してください。その際、「就労等証明書」等の添付書類は不要となります。
なお、逆のケース（1号から2号へ変更）の場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（P33～34）」と「就労等証明書」等の添付書類を提出してください。
-

- Q. 3号認定（3歳未満）から2号認定（3歳以上）に変わる際は、再度申請が必要ですか？
- A. **再度申請手続きをしていただく必要はありません。**3歳の誕生日前に市から「支給認定証（2号認定）」が交付されます。
-

- Q. きょうだいで申請を行う場合、就労等証明書は人数分必要ですか？
- A. 勤務先等に人数分の証明をしていただく必要はありませんが、**必要枚数をコピーしていただき、それぞれの申請書類に必ず添付してください。**
-

- Q. 同居の祖父母の就労等証明書も必要ですか？
- A. **提出していただく必要はありません。**
-

- Q. 時間区分（保育短時間・保育標準時間）は何で決まるのですか？
- A. **事業主が証明した「就労等証明書」に記載された「1ヶ月の就労時間」で判断します。**
外勤として就労している場合は、通勤時間を考慮することもできます。
-

- Q. 以前に取得した就労等証明書を提出できますか？
- A. **新年度4月入所の申込みの場合については、令和3年4月1日以降に取得したもので、勤務先・就労条件等に変更がなければ提出していただけます。**
-

- Q. 年度途中の入園を希望していますが、どのくらい前から申込みできますか？
- A. **年度途中の入園については、空きがある場合のみ入園できます。**
各園の空き状況は毎月更新し、市ホームページで公開しています。
空きのある場合は、入園を希望する前月15日までに本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くように、入園希望の園に必要書類を提出してください。
-

- Q. 月の途中から入園することができますか？
- A. 月の途中からは入園することができません。毎月1日からの入園となります。

Q. 他の自治体の保育園を利用する場合、どこに申込みすればよいですか？

A. **安中市に住民登録があれば、安中市役所子ども課にお申込みください。**安中市が支給認定証の交付及び入所承諾書により通知します。
なお、市内の園を希望する場合は、第一希望の園にお申込みください。

Q. 安中市外へ転出する場合、どのような手続きが必要ですか？

A. 支給認定期間内に安中市から転出する場合、
①保育園の場合は「保育の実施解除申請書」
②認定こども園の場合は、「退園届」を各園に「支給認定証」とともに提出してください。
なお、その後も保育園等を利用する場合は、転入先の市町村で新たに教育・保育給付認定申請をしてください。

Q. 現在他の自治体に住民登録があります。令和4年2月に安中市に転入し、4月から安中市内の保育園を希望しています。どこに申込みすればよいですか？




A. 令和4年3月までに転入予定であれば、安中市の様式で、第一希望の園に申込みしてください。
また、4月以降に安中市に転入予定で、4月から安中市内の園を希望の場合は、現在住民登録のある自治体に管外保育施設利用申込み（認定申請）をしてください。

Q. 一時預かりを利用したいのですが、どこに申し込めばよいですか？

A. 実施園に直接ご連絡ください。利用可能な時間・年齢及び料金は各園で異なります。

Q. 保育園、幼稚園、認定こども園はどう違うのですか？

A.

保育所 0～5さい 	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	法的位置づけ	児童福祉施設
	利用できる保護者	月64時間以上就労している保護者(2号.3号認定子どもが対象)
幼稚園 3～5さい 	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	法的位置づけ	学校
	利用できる保護者	制限なし(1号認定子どもが対象)
認定こども園 0～5さい 	保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設	
	法的位置づけ	児童福祉施設及び学校
	利用できる保護者	保育部分→月64時間以上就労している保護者(2号.3号認定子どもが対象) 教育部分→制限なし(1号認定子どもが対象)

Q. 認定こども園のメリットは何ですか？

A. 認定こども園とは、教育・保育を一体に行う施設で、保育園と幼稚園の両方の良さを併せ持つ施設です。**保護者の就労状況に関わらず利用できます。**保護者の就労状況が変化した場合でも継続して利用することができます。

Q. 新制度に移行しない幼稚園はどうなるのですか？

A. 申込み方法は、現行どおりです。
保育料は、令和元年10月より無償化となりました。（上限：月額25,700円）

